

# ・・・「在宅医療」の訪問サービス・・・

## ◆医師



### ①往診

具合が悪くなった時に、連絡を受けて、臨時にご自宅に訪問して診療します。

### ②訪問診療

ご自宅で療養生活を送っている患者さんのもとに、治療計画に基づいて、定期的に訪問して診療します。

### ③医療・介護・福祉にかかわる多職種との連携

歯科医師や薬剤師、訪問看護師やリハビリ専門職、ケアマネジャーやヘルパーなど、在宅医療、在宅介護を担う多職種と相談しながら、在宅生活を支えるお手伝いをします。

☆あなたの身近な「かかりつけ医」にご相談いただくか、「かかりつけ医」がない場合は「下関市医師会医療・介護連携推進室」TEL083-252-7409 にお問合せください。

## ◆歯科医師



ご自宅や施設で、通院による治療が困難な方に歯科訪問診療を行っています。歯科訪問診療を受けるには、

①かかりつけの歯科医院にご相談いただくか、

②下関市歯科医師会 TEL 083-234-8020 にお問合せください。

## ◆訪問看護師



ご自宅や施設に訪問して看護業務を行ないます。内容は主治医やケアマネジャー、ご本人やご家族と相談の上、決めていきます。

例えば、清潔が保てるように体を拭いたり、入浴の介助をします。病状の悪化がないか、悪化の原因となる日常生活での問題はないかの観察も行います。点滴や留置カテーテル、酸素の管理もします。傷や床ずれ等の処置やおむつ交換、介護方法の助言もします。必要な時はリハビリや「着取り」のケアも行います。

☆地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。